

春日井サボテン振興アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の「春日井サボテン」の振興に対する春日井サボテン振興アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、必要に応じ、本市のサボテン振興に対し提言するアドバイザーを置くものとする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、サボテンに関し知見を有する者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第5条 アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 春日井サボテンの魅力発信への協力
- (2) 本市のサボテン振興施策への事業提案又は提言

(解嘱)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) アドバイザーとしての活動の遂行ができなくなったとき。
- (2) アドバイザーとしての適格性を欠いたとき。
- (3) アドバイザーが希望するとき。

(庶務)

第7条 アドバイザーに係る庶務は、産業部経済振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。